

ちょっとと時間がないので質問しませんが、事前に聞いた内容では、どのくらい影響を受けたかというのは、いろいろ試算はあるけれども、しかし、それをカバーするべく頑張ります、こういうことしか農水省は言つていませんが、事前に

それから、法律上も、法制上も、何かそこに歯どめをかける手だてが現にあるかというと、これで食料安全保障が明記されている、主に農林水産委員会の決議などで、政府は農業を守れといふことを言つているだけであつて、これは消費者の嗜好の変化ということと輸入品でたくさん安いものが入つてくるということと相まってなんですか。されども、実は、戦後間もない一九六五年から、昨年、二〇一九年まで、約半世紀ですね、半世紀の間に、一日の間に国民がとるカロリーベースで見ると、米は半世紀前は四四%。米で四四%のカロリーをとっていた。今は二二%、半分以下です。そのかわり、肉は、当時二%だったのが今八%。乳とか乳製品は三%が七%にふえていま

す。それから油脂、油、いろいろな油があるんで、しようけれども、六%が一五%になつていて。こうやつて今の日本人はカロリーを摂取している。大幅に変わってきています。これが食料自給率とどういう関係にあるかということも、明確な分析はないと聞いております。

最後に大臣にお聞きしたいんですけども、こういった経済成長、豊かな食生活、これはもう非常に、我々実際享受してきていると思いますが、一方で農村が衰退してきたわけです。これが地方創生においての私は最大の課題だというふうに思つてます。こういった農業生産とか食料自給率、それから、今私が申し上げましたような自由貿易とか安いものが入つてくるとか、そして国民の食生活の変化、嗜好の変化、こういったものの分析、これもまた調査、分析が必要だと思うんで

すが、いかがでしょう。

それからもう一つ、政治家坂本大臣にお聞きしたいのは、こういった国土、食の安全保障というのを私は憲法に明記すべきだと思うんですけれども、国民議論に付して。いかがお考えでしょうか。

すが、いかがでしようか。
百億円配分を留保しておりますので、それを活用させていただいて、この協力要請推進枠というものを創設させていただいたということでございます。

五百億円につきましては、これも二次補正で五百億円配分を留保しておりますので、それを活用させていただいて、この協力要請推進枠というものを創設させていただいたということでございます。

百億円につきましては、これは農林水産省、食料問題についての専門的な知識を有する農林水産省におきまして検討されていくことが適切であると思

います。
また、私いたしましては、食料安全保障については本当に重要な考え方であるというふうに認識をいたしております。ただ、憲法に規定するかどうかがどうございました。

また、私いたしましては、これは農林水産省、食料問題についての専門的な知識を有する農林水産省におきまして検討されていくことが適切であると思

います。

また、私いたしましては、御答弁は差し控えさせていただきます。ただ、憲法に規定するかどうかがどうございました。

また、私いたしましては、御答弁は差し控えさせていただきます。ただ、憲法に規定するかどうかがどうございました。

また、私いたしましては、御答弁は差し控えさせていただきます。

国が予算を確保しないとか、あるいは、補助率は八割ですから八割しか支援しない、こういうことになりますと、自治体としては判断をちゅうちょするということになりませんかね。

早い者勝ちになつてはならないと思います。交付金が五百億円に限られると、どうもこれでは足りなさそうだということで、地方公共団体、持ち出しがある、休業要請のエリアを必要以上に狭められるを得ない、あるいは期間を、要請期間を十分にとれない、さらに、協力金の額が少なくなるなどして事業者の協力が得られない、こういうことは絶対に避けなければならないと思うんです。交困は、都道府県に対して、交付金の予算の心配をしないで、感染拡大防止に必要な休業要請、時短要請を行つてください、こういう姿勢を示す必要があるのではないかでしょうか。

二十三日の全国知事会の会合でも、国の負担が八割にとどまっていることに対し、国の全額負担と柔軟運用をお願いしたい、こういう要望が上がつたことは伝わっていると思います。

當時短要請協力金、いわゆる今回の協力要請推進枠については全額国の負担とするべきだと思うのですが、なぜ八割しか負担しないんですか。その理由についてお答えください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

営業時間短縮等の協力要請の実施の決定は、期間や対象を含め、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づきまして都道府県知事の責任において行われるというふうに承知しております。これまで、各都道府県知事において、協力金の支援等の創意工夫を行いながら、営業時間短縮要請等を行い、効果を上げてきたものというふうに承知しております。

今回は、そうした流れの中で、特に国が強力に後押しする観点から、国による一定の支援が必要との認識のもとで、国の一定の関与のもとに効果的に要請を行うということで、協力金の支払いを行ふ場合に国が支援をさせていただき、こういう考え方によっています。

考え方によっています。

○清水委員 国が後押しさるといつんだつたら、やはり全額負担するべきですし、その分の必要な財源は予備費を使つても先に確保するべき、こ

ういうふう思います。

それで、坂本大臣は所信で、感染症の克服と経済活性化の両立を推進していく、このように述べられたわけなんですが、時短要請が出された飲食店の感想はどうかといいますと、きのうもテレビでやつっていましたよ、東京都では、またかもう耐えられないなど、悲鳴に近い声が上がつてしまふ。結局、受け取る協力金と売上げとをんびんにかけて、本当は要請に応えたいんだが応えられないということで、要請に応じられない悩んでいる店も多いと聞きます。

ぜひ、地方創生担当大臣として、飲食店を含む地方の中企業は潰さない、このことを約束していただけませんか。

○坂本国務大臣 繰り返しなつて恐縮でありますけれども、協力要請推進枠というのは、既に配分しております地方創生臨時交付金に加えて、今後も協力要請推進枠といつては、既に配分しております地方創生臨時交付金に加えて、今までの感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた五百億円を活用し、交付金を追加配分するという考え方のとで今回の予算措置になつたものであります。まずは、協力要請推進枠として確保した五百億円を適切に活用してまいりたい

というふうに考えております。

先ほども言いましたけれども、まずはこの五百億円、そして、不足するとは今のところ考えておりませんけれども、その上で不足する場合には必要な対応についてしっかりと検討してまいりたい

と思っております。

○清水委員 不足するかしないかじやなくて、やはり今の体制ではちゅうちよするといふうに私は述べているわけで、全国の都道府県の知事会議等に伴う安全性の確保に必要な対策の実施等で、最大で約八百億円の増額をする可能性がある

ことであり、大阪市からは、事業費の精査を進めるとともに、コスト縮減の検討を進めていく行う場合に国が支援をさせていただき、こういう考え方によっています。

しては求められている、このことを指摘をして、次の質問に移りたいと思います。

坂本大臣は、所信において、スーパー・シティ構想の実現を目指すと述べました。大阪でも人工島の夢洲でこのスーパー・シティ構想の計画がございます。前の大臣が地方創生にも資すると答えたカジノの誘致先でもあります。そのアクセ

ス道路について質問したいんですね。

阪神高速道路淀川左岸線二期事業の整備が進められており、これは、淀川堤防と一体でやつています。結果、受け取る協力金と売上げとをんびんにかけて、本当は要請に応えたいんだが応えられないということで、要請に応じられない悩んでいる店も多いと聞きます。

ぜひ、地方創生担当大臣として、飲食店を含む地方の中企業は潰さない、このことを約束していただけませんか。

○坂本国務大臣 繰り返しなつて恐縮でありますけれども、協力要請推進枠といつては、既に配分しております地方創生臨時交付金に加えて、今後も協力要請推進枠といつては、既に配分しております地方創生臨時交付金に加えて、今までの感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた五百億円を活用し、交付金を追加配分するという考え方のとで今回の予算措置になつたものであります。まずは、協力要請推進枠として確保した五百億円を適切に活用してまいりたい

というふうに考えております。

先ほども言いましたけれども、まずはこの五百億円、そして、不足するとは今のところ考えておりませんけれども、その上で不足する場合には必要な対応についてしっかりと検討してまいりたい

と思っております。

○清水委員 不足するかしないかじやなくて、やはり今の体制ではちゅうちよするといふうに私は述べているわけで、全国の都道府県の知事会議等に伴う安全性の確保に必要な対策の実施等で、最大で約八百億円の増額をする可能性がある

ことであり、大阪市からは、事業費の精査を進めるとともに、コスト縮減の検討を進めていく行う場合に国が支援をさせていただき、こういう考え方によっています。

これはとんでもない話でございまして、なぜなら、大阪市はもつと前から土壤汚染の可能性があるということをわかつていて、追加費用を見込んでいたにもかかわらず、そのことを秘匿して低い工事費で事業申請をしていたという可能性があるんですね。

大阪市は、二〇一九年十一月二十五日に、ホーミページで今回の土壤汚染の調査結果について公表しました。この地域の土壤調査をしたのは二〇一五年十月九日から翌年三月三十一日の期間であります。二〇一六年九月に土地履歴調査結果報告書をまとめ、資料の三にあるように、二〇一七年二月三日に土壤汚染対策法に基づく形質変更要届出区域としての指定を受けております。つまり、国土交通省に確認しますが、この土壤汚染対策などによる追加費用について大阪市より追加工事のために七百億円ふえる見通しと報じられております。当初予算の約一・六倍ですね。費用は国が半額補助することになつています。

そこで、国土交通省に確認しますが、この土壤汚染対策などによる追加費用について大阪市より報告を受けたのはいつか、また、そのときに報告された金額とその内訳について教えてください。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

淀川左岸線二期事業については、本年六月八日に事業主体である大阪市より近畿地方整備局に対して全体事業費が増額する見込みとの相談があり、同日に近畿地方整備局から国土交通省に報告がありました。

その内容は、労務費や物価の上昇に伴う工事費の高騰、現地の調査結果に基づく土壤汚染の範囲の拡大や地盤改良工法の変更、鉄道事業者との協議等に伴う安全性の確保に必要な対策の実施等で、最大で約八百億円の増額をする可能性がある

ことであり、大阪市からは、事業費の精査を進めるとともに、コスト縮減の検討を進めていく

行う場合に国が支援をさせていただき、こういう考え方によっています。

○清水委員 八百億円ふえると六月八日に伺つた

このアクセス道路について大阪市がお出ししているパンフレットを見ますと、「環境への影響について」というところに、ここに全く土壤汚染については書いてないんですよ。住民に対する、これはだまし討ちでもあると言わなければなりません。

ぜひ増額費用の妥当性について国としてもしつかりと精査することを求めて、私の質問を終わりま

す。

○伊東委員長 次に、美延映夫君。
○美延委員 大阪維新の会の美延映夫でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、地方創生を推進するための広域行政の元化と道州制について質問をさせていただきます。

まず、本題に入ります前に、今回の大阪都構想について、僅差ではありますか否決されました。

の住民投票について一点だけお伺いいたします。

皆さん御存じのとおり、大阪府、大阪市の再編を目指した大阪都構想は、十一月一日の住民投票において、僅差ではありますか否決されました。

大阪都構想を推進してきた私どもいたしましては、まことに残念ではありますが、大阪市民の民意として重く受けとめさせていただきております。

一方で、今回の住民投票を契機として、大阪市だけではなく、全国的に、大都市における二重行政の問題、住民サービスとコストの問題などについて幅広い議論が行われました。そういう意味でも、今回の住民投票は大きな意義があつたと考えます。

今回の住民投票は大都市地域特別区設置法に基づいて実施されましたが、坂本大臣は、議員立法である同法案の提出者のお一人で、法案審議の際に答弁にも立たれたと伺っております。大臣の所管事項ではないと思いますが、大都市地域特別区設置法案の提出者として、今回の住民投票の意義についてどのように考えておられるか、教えていただけますでしょうか。

○坂本国務大臣 大阪都構想は、大阪市を廃止して特別区を設置することにより、二重行政の解消と住民自治の拡充を図らうとする、大都市制度の大きな改革であると認識しております。

私がいたしましても、特別区を設置するための法的な枠組みを準備していくことは必要であるとの認識のもとで、自民党の大都市問題に関する検討プロジェクトチームの一員として大都市地域特別区設置法に携わってきたところです。

その中で一番重要なのは、やはり自治体あるいは住民の意向が最も大事であるというようなことをそのときにいろいろと論議した覚えがあります。

今回の住民投票は、結果としては反対が過半数を占めることになりましたけれども、前回に引き続き賛成と反対が拮抗しておりまして、大阪市民の皆様方が大変悩まれた結果だったのではないかというふうに受けとめております。

住民投票の結果につきましては、地域の判断であり、政府として私としてコメントをすることは差し控えますが、大都市制度の論議において一石を投じることになったのではないかとは考えているところであります。

○美延委員 大臣、ありがとうございます。

次に、大阪における広域行政の一元化についてお伺いいたします。

指定都市と道府県において広域行政の領域で二重行政が存在し、その解消が必要であることは広く共有されています。その解消手段として、大都市法による特別区の設置があります。大阪はこのアプローチをとりました。もう一つが、指定都市都道府県調整会議です。大阪では、現在の副首都推進本部会議として運用をされています。

もちろん、大都市法による特別区の設置がベストではありませんでしたが、さきの住民投票でお認めいただけませんでした。大都市法による特別区の設置も、二重行政の解消には力を發揮いたしましたが、知事、市长の組合せが変わった場合、意思決定をしていくことが困難であることが懸念されております。

そこで、広域連合を設置し、当該広域連合に広域事務、例えば都市計画やインフラ投資を移管し、道府県や市から当該事務を移管していくことによって、より後戻りしにくい仕組みを構築することが考えられます。広域連合の議会の組織、議員選挙の方法、執行機関の組織と選挙の方法、経費の支出の方法は、広域連合の規約に定められることになります。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

この広域連合なんですが、よい特徴としては、都道府県と市町村がそれぞれ異なる事務を持ち寄って、広域連合で処理することが可能になる点

があります。道府県が危機管理に係る事務を持ち寄り、市町村が消防についての事務を持ち寄ることなどが例として考えられます。このような内容の規約について総務大臣が許可をすることは法的に可能なんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

広域連合は、地方自治法第二百八十四条の規定により、地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を、総合的かつ計画的に処理するために設けられるもので

ございます。この広域にわたり処理することが適当であると認められる事務とは、住民福祉の増進、地域の発展、事務処理の効率化等の見地から、地方公共団体がそれぞれ単独で処理するよりも、他の地方公共団体と協力して広域連合を設置し、その事務に当たることが適当と認められるものでございます。

したがいまして、広域にわたり処理することがなっております。

そこで、お伺いいたします。広域連合の規約について、市民投票における広域連合長や議員を選出する規約を総務大臣は許可することが法的にできるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

地方自治法第二百九十五条において、広域連合を一度設立し、当該広域連合に参加した自治体の脱退について、他自治体の同意なくしては当該脱退を認めないとする場合、広域連合の安定性それから持続性に資するものと考えられます。このようないくつかの規約について総務大臣は許可することは法的に可能かどうか、もう一問教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

廣域連合から地方公共団体が脱退する手続については、地方自治法第二百九十五条の三に規定されています。地方自治法第二百九十五条の三に規定されたがままです。

したがいまして、広域連合の規約におきまして、住民による直接選挙により広域連合の長や議員を選出することは可能でございます。

○美延委員 ありがとうございます。

次に、大阪における広域行政の一元化についてお伺いいたします。

この広域連合なんですが、よい特徴としては、都道府県と市町村がそれぞれ異なる事務を持ち寄って、広域連合で処理することが可能になる点

があります。道府県が危機管理に係る事務を持ち寄り、市町村が消防についての事務を持ち寄ることなどが例として考えられます。このような内容の規約について総務大臣が許可をすることは法的に可能なんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

この広域連合なんですが、よい特徴としては、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他の中のものにあつては道府県知事の許可を受けなければならぬとされております。

このように、関係地方公共団体が同意した上で方公共団体がその議決を経た上で協議し、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他の中のものにあつては道府県知事の許可を受けなければならぬとされております。

この事前の同意につきましては規約に定める必要はないとの脱退はできないとされております。

この地方自治法上の手続により担保されているものと考えております。

○美延委員 この広域連合の議論に関してはまだやつていきたいと思います。

最後に、大臣に道州制について伺いたいと思います。

先ほど、大阪都構想の賛否を問う住民投票の意義について大臣から答弁をいただきました。私も、大臣もおっしゃっていたように、今回の住民投票は、大都市制度や広域行政の議論について一石を投じるものであつたとは考えております。

ただ、一方で、道州制に関しては、私、十八年前に初めて大阪市会議員に当選させていたいたいんですけれども、実はそのときから道州制という

適当であると認められる限り、都道府県と市町村が異なる事務を持ち寄つて、規約で定めた上で広域連合で処理することも可能だと考えております。

○美延委員 ありがとうございます。

もう一問聞かせていただきたいんですけども、次に、広域連合を一度設立し、当該広域連合に参加した自治体の脱退について、他自治体の同意なくしては当該脱退を認めないとする場合、広域連合の安定性それから持続性に資するものと考えられます。このようないくつかの規約について総務大臣は許可することは法的に可能かどうか、もう一問教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

もう一問聞かせていただきたいんですけども、次に、広域連合を一度設立し、当該広域連合に参加した自治体の脱退について、他自治体の同意なくしては当該脱退を認めないとする場合、広域連合の安定性それから持続性に資するものと考えられます。このようないくつかの規約について総務大臣は許可することは法的に可能かどうか、もう一問教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

廣域連合から地方公共団体が脱退する手続については、地方自治法第二百九十五条の三に規定されています。

したがいまして、広域連合の規約におきまして、住民による直接選挙により広域連合の長や議員を選出することは可能でございます。

○美延委員 ありがとうございます。

次に、大阪における広域行政の一元化についてお伺いいたします。

この広域連合なんですが、よい特徴としては、都道府県と市町村がそれぞれ異なる事務を持ち寄つて、広域連合で処理することが可能になる点

があります。道府県が危機管理に係る事務を持ち寄り、市町村が消防についての事務を持ち寄ることなどが例として考えられます。このような内容の規約について総務大臣が許可をすることは法的に可能なんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

この広域連合なんですが、よい特徴としては、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他の中のものにあつては道府県知事の許可を受けなければならぬとされております。

この事前の同意につきましては規約に定める必要はないとの脱退はできないとされております。

この地方自治法上の手続により担保されているものと考えております。

○美延委員 この広域連合の議論に関してはまだやつていきたいと思います。

最後に、大臣に道州制について伺いたいと思います。

先ほど、大阪都構想の賛否を問う住民投票の意義について大臣から答弁をいただきました。私も、大臣もおっしゃっていたように、今回の住民投票は、大都市制度や広域行政の議論について一石を投じるものであつたとは考えております。

ただ、一方で、道州制に関しては、私、十八年前に初めて大阪市会議員に当選させていたいたいんですけれども、実はそのときから道州制という